

平成28年12月21日

イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1及び別添2参照。）を行いました。

イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋が供給する神戸牛に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第3号（おとり広告）に該当）が認められました。

1 違反行為者の概要

(1) イズミヤ株式会社（法人番号 1120001199488）

所在地 大阪市西成区花園南一丁目4番4号

代表者 代表取締役 四條 晴也

設立年月 平成28年7月

資本金 1億円（平成28年12月現在）

※ イズミヤ株式会社は、平成28年7月1日付けで株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントに商号変更したイズミヤ株式会社（法人番号 2120001002972）から、同日付けで、新設分割により、衣料品、食料品、装身具、履物、家具、室内調度品及び電気製品の製造・加工・販売並びに日用雑貨の販売等の事業を承継したものである。

(2) 株式会社牛肉商但馬屋（法人番号 2140001057874）

所在地 兵庫県姫路市楠町99番地5

代表者 代表取締役 梅谷 光志

設立年月 平成元年11月

資本金 2000万円（平成28年12月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

神戸牛

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

a 新聞折り込みチラシ

b ウェブサイト

(イ) 表示期間

- a 平成28年2月13日
- b 平成28年2月13日から同月15日まで

(ウ) 表示内容 (別紙)

例えば、平成28年2月13日に、大阪府八尾市等の地域内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより、あたかも、平成28年2月13日に対象商品を販売するかのように表示していた。

イ 実際

株式会社牛肉商但馬屋は、大阪府八尾市所在のイズミヤスーパーセンター八尾店（以下「八尾店」という。）、神戸市西区所在のイズミヤスーパーセンター神戸玉津店（以下「神戸玉津店」という。）及び奈良県北葛城郡広陵町所在のイズミヤスーパーセンター広陵店（以下「広陵店」という。）において、同日に販売するための神戸牛の仕入れは行っておらず、イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋は、対象商品の全部について取引に応じることができないものであった。

※ イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋は、株式会社牛肉商但馬屋が八尾店、神戸玉津店及び広陵店に入店し同店の一部において運営を行い、イズミヤ株式会社は株式会社牛肉商但馬屋に対し同社の店舗の売上額に一定の比率を乗じた額を仕入代金として支払う旨の契約を締結し、一般消費者に食肉等を販売している。

(3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、実際には、取引を行うための準備がなされていない場合の対象商品についての表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 06-6941-2175

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

〈写真はいずれもイメージです〉

土

第2土日感謝デー

和牛専門店
但馬屋

- 八尾店・広陵店は「兵庫産神戸牛・佐賀産和牛」
- 八幡店は「滋賀産近江牛・佐賀産和牛」
- 神戸玉津店は「兵庫産神戸牛・神戸ワシビーフ」
- 紀伊川辺店は「国産黒毛和牛」

13日限り

対面コーナー 和牛のみ
〈写真はイメージです〉

レジにて

3割引

今ついている本体価格より

豚肉・内臓・ミンチ・加工品・タレは除きます。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ おとり広告に関する表示

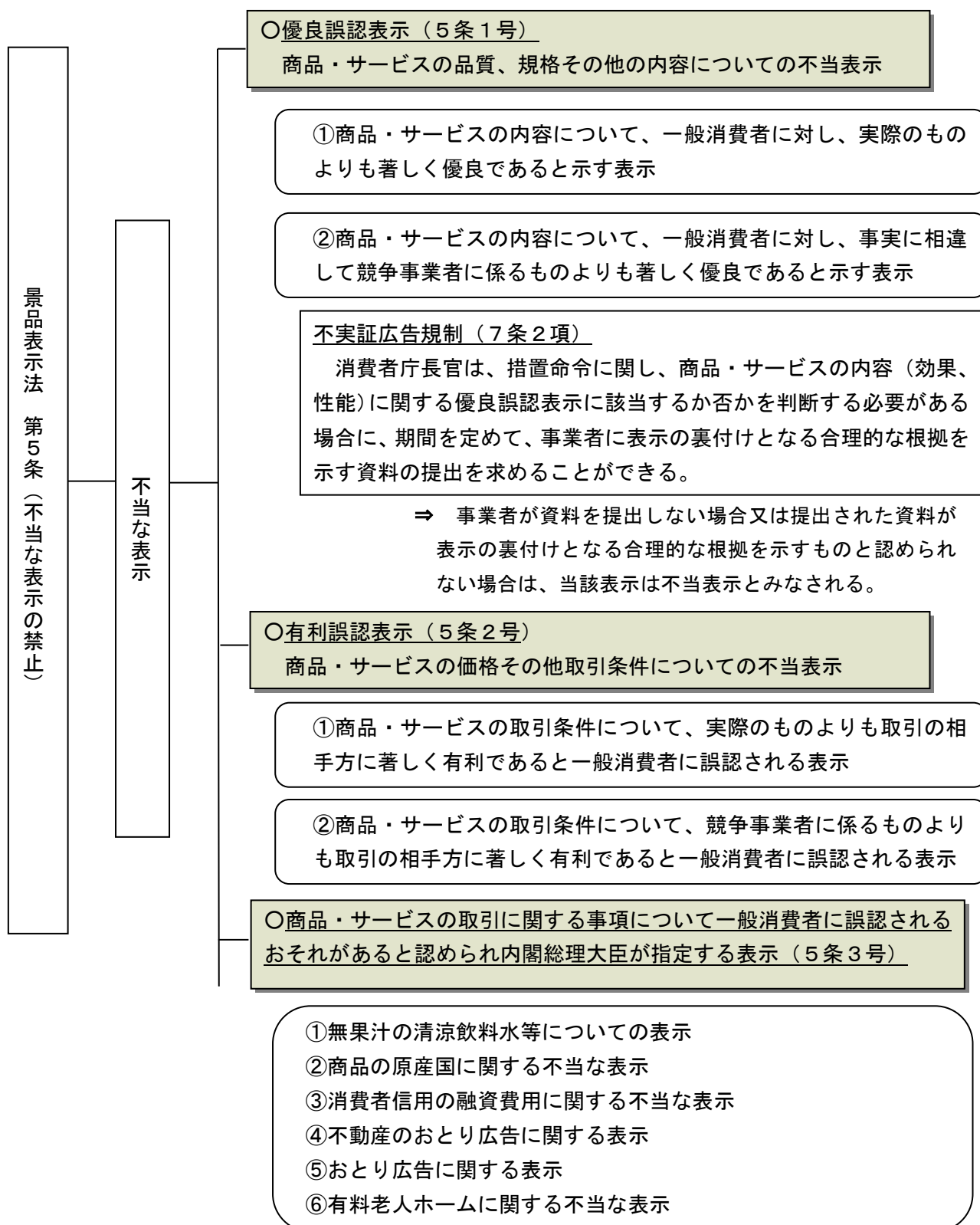
(平成五年公正取引委員会告示第十七号)

一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を除く。）に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示

二～四 (省略)

景品表示法による表示規制の概要



消表対第1754号

平成28年12月21日

イズミヤ株式会社

代表取締役 四條 晴也 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する神戸牛の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第3号の規定に基づく「おとり広告に関する表示」（平成5年公正取引委員会告示第17号。以下「おとり広告告示」という。）第1号に該当する表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社及び株式会社牛肉商但馬屋（以下「牛肉商但馬屋」という。）が一般消費者に販売するとして神戸牛（以下「本件商品」という。）に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社及び牛肉商但馬屋は、

(ア) 平成28年2月13日に、別紙記載の地域内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより

(イ) 平成28年2月13日から同月15日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより

あたかも、平成28年2月13日に本件商品を販売するかのように表示していたこと。

イ 実際には、貴社及び牛肉商但馬屋は、同日において販売するための神戸牛の仕入れは行っておらず、本件商品の全部について取引に応じることができないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品について、取引を行うための準備がなされていない場合の本件商品についての表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、取引を行うための準備がなされていない場合の本件商品又はこれと同種の商品についての表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) イズミヤ株式会社（以下「イズミヤ」という。）は、大阪市西成区花園南一丁目4番4号に本店を置き、自ら運営する「イズミヤ」等において、食料品等の小売業等を営む事業者である。イズミヤは、平成28年7月1日付けで株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントに商号変更したイズミヤ株式会社から、同日付けで、新設分割により、衣料品、食料品、装身具、履物、家具、室内調度品及び電気製品の製造・加工・販売並びに日用雑貨の販売等の事業を承継したものである。
- (2) 牛肉商但馬屋は、兵庫県姫路市楠町99番地5に本店を置き、自ら運営する「牛肉商但馬屋」と称する店舗において、食肉等の小売業等を営む事業者である。
- (3) イズミヤ及び牛肉商但馬屋は、牛肉商但馬屋が大阪府八尾市所在のイズミヤスーパーセンター八尾店（以下「八尾店」という。）、神戸市西区所在のイズミヤスーパーセンター神戸玉津店（以下「神戸玉津店」という。）及び奈良県北葛城郡広陵町所在のイズミヤスーパーセンター広陵店（以下「広陵店」という。）に入店し同店の一部において運営を行い、イズミヤは牛肉商但馬屋に対し同社の店舗の売上額に一定の比率を乗じた額を仕入代金として支払う旨の契約を締結し、一般消費者に食肉等を販売している。
- (4) イズミヤは、牛肉商但馬屋と共同して、遅くとも平成27年7月以降、毎月第二土曜日に八尾店、神戸玉津店及び広陵店において、本件商品を本体価格から3割引で販売することを企画して実施し、また、牛肉商但馬屋と協議の上、本件商品を本体価格から3割引で販売するとの表示内容について決定し、新聞折り込みチラシ及び自社ウェブサイトに掲載した。
- (5) イズミヤ及び牛肉商但馬屋は、
 - ア 平成28年2月13日に、別紙記載の地域内に配布した新聞折り込みチラシ（別添写し）において、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより
 - イ 平成28年2月13日から同月15日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することによりあたかも、平成28年2月13日に本件商品を販売するかのように表示していた。

- (6) 実際には、牛肉商但馬屋は、八尾店、神戸玉津店及び広陵店において、同日に販売するための神戸牛の仕入れは行っておらず、イズミヤ及び牛肉商但馬屋は、本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、イズミヤ及び牛肉商但馬屋は、本件商品の取引に関し、実際には取引に応じることができない場合の本件商品についての表示を行っていたものであり、この表示は、おとり広告告示第1号に該当するものであって、かかる行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別紙

大津市、京都府八幡市、大阪府枚方市、大阪府八尾市、大阪府藤井寺市、神戸市、兵庫県明石市、奈良県橿原市、奈良県香芝市、奈良県北葛城郡広陵町、和歌山市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市

別添写し

〈写真はいずれもイメージです〉

第2土日感謝デー

和牛専門店
但馬屋

- 八尾店・広陵店は「兵庫県神戸牛・佐賀産和牛」
- 八幡店は「滋賀産近江牛・佐賀産和牛」
- 神戸五葉店は「兵庫県神戸牛・神戸ワインビーフ」
- 紀伊川辺店は「国産黒毛和牛」

13日限り

対面コーナー 和牛のみ
〈写真はイメージです〉

レジにて

今ついている本体価格より
3割引

豚肉・内臓・ミンチ・加工品・タレは除きます。

消表対第 1 7 5 5 号

平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

株式会社牛肉商但馬屋

代表取締役 梅谷 光志 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する神戸牛の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 3 号の規定に基づく「おとり広告に関する表示」（平成 5 年公正取引委員会告示第 1 7 号。以下「おとり広告告示」という。）第 1 号に該当する表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社及びイズミヤ株式会社（以下「イズミヤ」という。）が一般消費者に販売するとした神戸牛（以下「本件商品」という。）に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社及びイズミヤは、

(ア) 平成 2 8 年 2 月 1 3 日に、別紙記載の地域内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「土 1 3 日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて 3 割引」と記載することにより

(イ) 平成 2 8 年 2 月 1 3 日から同月 1 5 日までの期間に、イズミヤのウェブサイトにおいて、「土 1 3 日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて 3 割引」と記載することによりあたかも、平成 2 8 年 2 月 1 3 日に本件商品を販売するかのように表示していたこと。

イ 実際には、貴社及びイズミヤは、同日において販売するための神戸牛の仕入れは行っておらず、本件商品の全部について取引に応じることができないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品について、取引を行うための

準備がなされていない場合の本件商品についての表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、取引を行うための準備がなされていない場合の本件商品又はこれと同種の商品についての表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社牛肉商但馬屋（以下「牛肉商但馬屋」という。）は、兵庫県姫路市楠町99番地5に本店を置き、自ら運営する「牛肉商但馬屋」と称する店舗において、食肉等の小売業等を営む事業者である。
- (2) イズミヤは、大阪市西成区花園南一丁目4番4号に本店を置き、自ら運営する「イズミヤ」等において、食料品等の小売業等を営む事業者である。イズミヤは、平成28年7月1日付けで株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントに商号変更したイズミヤ株式会社から、同日付けで、新設分割により、衣料品、食料品、装身具、履物、家具、室内調度品及び電気製品の製造・加工・販売並びに日用雑貨の販売等の事業を承継したものである。
- (3) 牛肉商但馬屋及びイズミヤは、牛肉商但馬屋が大阪府八尾市所在のイズミヤスーパーセンター八尾店（以下「八尾店」という。）、神戸市西区所在のイズミヤスーパーセンター神戸玉津店（以下「神戸玉津店」という。）及び奈良県北葛城郡広陵町所在のイズミヤスーパーセンター広陵店（以下「広陵店」という。）に入店し同店の一部において運営を行い、イズミヤは牛肉商但馬屋に対し同社の店舗の売上額に一定の比率を乗じた額を仕入代金として支払う旨の契約を締結し、一般消費者に食肉等を販売している。
- (4) 牛肉商但馬屋は、イズミヤと共同して、遅くとも平成27年7月以降、毎月第二土曜日に八尾店、神戸玉津店及び広陵店において、本件商品を本体価格から3割引で販売することを企画して実施し、また、イズミヤと協議の上、本件商品を本体価格から3割引で販売するとの表示内容について決定し、新聞折り込みチラシ及びイズミヤのウェブサイトに掲載した。
- (5) 牛肉商但馬屋及びイズミヤは、
ア 平成28年2月13日に、別紙記載の地域内に配布した新聞折り込みチラシ（別添写し）において、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより
イ 平成28年2月13日から同月15日までの期間に、イズミヤのウェブサイトにおいて、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵

庫産神戸牛・佐賀産和牛』、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』、
「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより
あたかも、平成28年2月13日に本件商品を販売するかのように表示していた。

- (6) 実際には、牛肉商但馬屋は、八尾店、神戸玉津店及び広陵店において、同日において販売するための神戸牛の仕入れは行っておらず、牛肉商但馬屋及びイズミヤは、本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、牛肉商但馬屋及びイズミヤは、本件商品の取引に関し、実際には取引に応じることができない場合の本件商品についての表示を行っていたものであり、この表示は、おとり広告告示第1号に該当するものであって、かかる行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別紙

大津市、京都府八幡市、大阪府枚方市、大阪府八尾市、大阪府藤井寺市、神戸市、兵庫県明石市、奈良県橿原市、奈良県香芝市、奈良県北葛城郡広陵町、和歌山市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市

別添写し

〈写真はいずれもイメージです〉

第2土日感謝デー

和牛専門店
但馬屋

- 八尾店・広陵店は「兵庫県神戸牛・佐賀産和牛」
- 八幡店は「滋賀産近江牛・佐賀産和牛」
- 神戸五葉店は「兵庫県神戸牛・神戸ワインビーフ」
- 紀伊川辺店は「国産黒毛和牛」

13日限り

対面コーナー 和牛のみ
〈写真はイメージです〉

レジにて

今ついている本体価格より
3割引

豚肉・内臓・ミンチ・加工品・タレは除きます。